

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 事業概要

入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、要介護者に対し地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格	
	地域密着型介護老人福祉施設（本体施設）	サテライト型
医師	必要な数（非常勤可）	置かないことが可能 ^{※2}
生活相談員	1人以上（原則として常勤）	・ 常勤換算方法で1以上（非常勤可） ・ 置かないことが可能 ^{※2}
【資格】社会福祉主事任用資格，社会福祉士，精神保健福祉士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者		
介護職員又は看護職員若しくは准看護師	介護職員	常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上（1人以上は常勤）
	看護職員	1人以上（1人以上は常勤） 常勤換算方法で1以上（非常勤可）
	ユニット型 昼間	ユニット毎に常時1人以上
	ユニット型 夜間	2ユニット毎に1人以上
※ ユニットリーダー研修受講者2名以上配置（2ユニット以下の場合1名で可） ※ 常勤のユニットリーダー配置		
栄養士又は管理栄養士	・ 1人以上 ・ 他の社会福祉施設等との連携を図り、かつ入所者の処遇に支障がない場合 ^{※1} は置かないことが可能	置かないことが可能 ^{※2}
機能訓練指導員	1人以上（当該施設の他の職務に従事可）	置かないことが可能 ^{※2}
【資格】理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師		
介護支援専門員	1人以上（常勤専従1人以上）	置かないことが可能 ^{※2}
※ 利用者処遇に支障ない場合は当該施設の他の職務に従事可		
管 理 者	常勤専従1人	
※ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは兼務可 ◇ 当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ◇ 当該施設と同一敷地内にある他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ◇ 当該施設がサテライト型施設である場合であって，当該サテライト型施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（本体施設が病院又は診療所の場合は管理者としての職務を除く。） ※ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは，社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者。（創設法人等にあつては施設長資格認定講習会の課程を修了した者）		

※1 隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合

※2 本体施設の当該職種のものによる処遇等がサテライト型住居施設の入所者に適切に行われていると認められる場合

(2) 併設事業所の基準の緩和

地域密着型介護老人福祉施設に次の事業所を併設する場合、処遇等が適切に行われる場合は、併設事業所に置かないことができる。

併設する事業所	併設事業所に置かないことができる人員
(介護予防)短期入所生活介護	医師，生活相談員，栄養士，機能訓練指導員
通所介護又は地域密着型通所介護	生活相談員，機能訓練指導員
(介護予防)認知症対応型通所介護	生活相談員，機能訓練指導員
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模型居宅介護事業所	介護支援専門員

(3) 設備基準

設 備	面 積 等
居 室	<ul style="list-style-type: none"> 居室の定員は4人以下 1人当たりの面積は10.65㎡以上（内法） ブザー又はこれに代わる設備を設けること 地階に設けてはならない 寝台これに代わる設備
食 堂	利用定員×3㎡以上であること（内法）
機 能 訓 練 室	※ 食事の提供及び機能訓練に支障がない場合は同一の場所とすることができる
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者が入浴するのに適したもの ユニット型施設の場合は，居室のある階ごとに設けるのが望ましい
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ブザー又はこれに代わる設備を設け要介護者が使用するのに適したもの 居室のある階ごとに居室に近接して設けること
洗 面 設 備	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者が使用するのに適したもの 居室のある階ごとに設けること
医 務 室	<ul style="list-style-type: none"> 医療法に規定する診療所 医薬品及び医療機器，必要に応じて臨床検査設備を設けること ※ サテライト型施設にあっては，入所者を診療するために必要な機器等を備えれば，医務室を設置しないことも可
静 養 室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けること ※ ユニット型施設の場合は，設けなくてもよい
面 談 室	※ ユニット型施設の場合は，設けなくてもよい
介 護 職 員 室	
看 護 職 員 室	
調 理 室	
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	

介護材料室	
必要な設備備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物であること ※ 利用者の日常生活の場が2階以上又は地階でない場合等は, 準耐火建築物で可) ・ 廊下の幅は1.5m以上, 中廊下の幅は1.8m以上 ※ アルコーブを設けるなどにより円滑な往来に支障が生じないと認められる場合はこれによらないことができる ※ 廊下幅は内法, 手すりを含まない ・ 常夜灯を設けること ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 2階以上の場合はエレベーター又は傾斜路を設けること ・ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

【ユニット型の設備基準（ユニット型固有の基準）】

設 備	面 積 等	
居 室	① 個室 ※ 夫婦等で居室を利用する場合等は2人可 ② 面積は10.65㎡以上 ※ 洗面設備を含み, 便所部分は除く ※ ①の2人部屋の場合は21.3㎡以上を標準 ③ 共同生活室に近接して一体的に設けていること ④ ユニットの利用定員は概ね10人以下 ※ 入所者が相互に社会的関係を築き, 自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がない場合は15人まで可	≪ユニット型個室的多床室個有事項≫ ◇ 居室はプライバシーの確保がされていれば, 天井と壁との隙間は可 ◇ 壁は, 家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは不可 ◇ 居室への入口が, 複数の居室で共同であったり, カーテンなどで仕切られているに過ぎない場合は不可 ※ 新設・改築によるユニット型個室的多床室の整備は不可
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積は利用定員×2㎡以上 ・ 他のユニットの利用者が通過することなく施設内の他の場所に移動が可能であること ・ 要介護者が食事や談話等をするのに適したテーブル, 椅子等の備品を備えること ・ 車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること 	
洗面設備	居室ごとに設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2箇所以上に分散）	
便 所		